

平成27年度第2回

# 逗子市情報公開運営審議会会議録

平成28年1月29日（金）

逗子市総務部情報公開課

平成27年度第2回逗子市情報公開運営審議会

日 時 平成28年1月29日（金）

午前10時00分～

場 所 逗子市役所5階 第5会議室

議 題

- (1) 平成27年度上半期の情報公開制度の運用状況について（報告）
- (2) 不服の申出に係る調査経過と処理結果について（報告）
- (3) 会議の事前公表の徹底について（報告）
- (4) 行政不服審査法改正に伴う条例・解釈運用基準等の改正点について
- (5) その他

出 席 委 員（7名）

会 長	芳 野 直 子
副 会 長	関 モト子
委 員	神 田 愛 子
委 員	小 松 原 敬 子
委 員	栄 田 美 子
委 員	関 根 進 悟
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員（0名）

事務局等出席者

情 報 公 開 課 長	矢 島 小 百 合
情 報 公 開 課 長	内 田 典 久
情 報 公 開 課 主 事	武 藤 正 廣

会議の公開・非公開の別 公 開

傍 聴 者 1 名

#### 配付資料

1. 平成27年度第2回逗子市情報公開運営審議会次第
2. 資料1 平成27年度情報公開制度の運用状況
3. 資料2 平成27年度情報公開制度不服等の申出処理状況
4. 資料3 会議の事前公表の徹底について（通知）
5. 資料4 行政不服審査法改正に伴う条例・解釈運用基準等の改正点
6. 資料5 逗子市行政不服審査会条例の制定について

午前10時00分開会

○芳野会長 おはようございます。きょうは、雨の中、皆様お疲れさまでございます。

それでは、皆様おそろいのようなので、逗子市情報公開運営審議会規則第3条2項の規定に基づき、委員の半数以上の出席がありますということで、第2回情報公開運営審議会を開催いたします。

○矢島情報公開課長 本日、傍聴を希望される方がいますので、傍聴の方をお呼びいたします。

(傍聴人入室)

○芳野会長 それでは、まずは事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

(配付資料の確認)

○芳野会長 皆さん、お手持ちの資料、確認されましたでしょうか。

それでは、会議に入りたいと思います。

まずは、議題1ということで、平成27年度上半期の情報公開制度の運用状況について、事務局から御報告をお願いいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、平成27年度上半期の運用状況ということで、平成27年4月から平成27年9月までの主なものについて、御報告させていただきます。

資料1をごらんください。平成27年度の上半期分4月から9月末までの状況ということで、9月末現在の状況になります。

まず、1の公開請求件数と決定件数ですが、こちら合計欄をごらんください。①の全部公開が19件、②の一部公開が11件、③の非公開がゼロ件、④の却下がゼロ件、⑤の不存在が3件、こちらの理由としては、Bということで下の注意点に書いてあるのですが、Aの会議録等で今後作成後に公開できるもの以外のものとなっております。

それから、⑥の存否応答拒否がゼロ件、⑦の検討中が1件、こちらのほうにつきましては、9月30日請求ということで10月5日に全部公開、一部公開、不存在的の3つの決定がなされていますので、こちらの欄は決定がなされた月に空欄に変更しております。

それから、⑧の取り下げがゼロ件、⑨の延長が2件でした。こちらの延長に

つきましては延長件数としてカウントするため、それぞれ決定がなされていますが、それぞれの月に件数は残ります。

それから、⑩の請求件数の合計は31件となりますが、先ほど申しました①から⑧の全部公開から取り下げまでを合計しますと43件となりますが、1件の請求の内容が複数で処理内容が違うものがあるため、合計数は一致しておりません。

それから、⑪のインターネット請求につきましては内数となりますが3件となっております。

また、⑫の口頭請求が12件ありますが、一度公開請求があつて公開決定をした情報については、既に公開決定済みであるため、同じ内容の請求については口頭請求ということで処理をして、その場で情報が見られるというものです。こちらは、条例の第9条、ハンドブックの96ページに記載されております。96ページの2、解釈（1）の下から3行目のところから、ただし、既に公開請求により公開された情報については、書面による請求手続きを要しないこととし、口頭による公開請求ができるものとするというふうに規定されております。この口頭請求の内訳につきましては、後ほど御説明させていただきますが、この資料の11ページ、12ページに内容が記載されております。それから、参考までに申し上げますと、昨年度平成26年度の上半期分の⑩請求件数の合計が57件、うちインターネット請求が9件でした。

次に、2の公開請求の所管別につきましては、秘書広報課が2件、経営企画部が2件、総務部が2件、市民協働部が6件、福祉部が1件、環境都市部が13件、会計課が3件、議会が1件、教育委員会が1件となっております。それぞれ内容につきましては、3ページから7ページに記載しております。後ほど簡単に御説明させていただきます。

それから、資料の2ページ目に移りまして、3の行政不服審査法に基づく不服申し立てはありませんでした。

それから、4の条例に基づく不服の申し出につきましては、上半期はありませんでした。こちら、後ほど議題にて、不服の申し出に係る調査経過と処理結果について御報告させていただきますが、こちらのほう11月の不服の申し出ですので、こちらの上半期の分には件数としては含まれておりません。

次に移りまして、5の同一人による請求件数ということで、7件請求した方がお一方、3件請求した方もお一方、2件請求した方が4人、1件請求した方が13人と実請求者数は19人となっております。

それから、6のインターネット請求の割合は、実請求者数19人に対し3人ということですので、約16%、約6分の1ということになります。

それでは、3ページ以降になりますが、平成27年度の上半期分の情報公開請求内容と決定内容について、全部公開を除き御説明させていただきます。

まず、3ページは全部公開ですので、4ページをお開きください。

4ページの市民協働課ナンバー29、一番上です、平成27年9月9日開催の逗子市議会総務常任委員会における陳情第20号、2020年東京オリンピックに関わる、リビエラ逗子マリーナホテル建設及び、小坪港整備拡張計画等に関する陳情の際に、松本議員より資料請求がなされ、所管課から資料提供のあった次の資料、並びに小坪小学校区住民自治協議会に関する次の資料ということで、こちらは全部公開と不存在という決定になりました。不存在となった理由としましては、右に書いてあります小坪小学校区住民自治協議会から提供されていないためとなっております。

それから次に移りまして、5ページの下環境管理課ナンバー14のアーデンヒル自治会のバス導入に関する打合せ記録ということで、こちらは個人に関する情報が特定の個人が識別され、または識別されるため非公開となっております。

個人情報に関しては、ハンドブックの59ページから65ページに条例第5条第2項第1号関係の趣旨、解釈等が記載されております。

まだありますので、また後でござらんになっていただけるとよろしいかと思っております。

それから、5ページのまちづくり課ナンバー16の、平成27年6月29日付で有限会社ニッペイから提出された「取下げ書」の一式については一部公開ということで、こちらも条例第5条第2項第1号の個人に関する情報で、特定の個人が識別されるため、非公開となっております。

6ページ目に移りまして、同じくまちづくり課になりますが、ナンバー17、平成27年7月9日付で湘南三浦建築設計協会から提出された「木造耐震診断申

し込み者からの問い合わせについて」ということで、こちらも一部公開で条例第5条第2項第1号の個人に関する情報ということで非公開となっております。

次の環境クリーンセンターナンバー4のクリーンセンターのステーション関係連絡票、2015年2月6日のステーション位置が桜山8丁目16番に関する資料の資料一式につきましては一部公開で、こちらも個人に関する情報が非公開となっております。こちらのほうは、インターネット請求となっております。

次の都市整備課ナンバー1の逗子市道9272号の道路管理に係る連絡票等の記録（平成23年9月～12月、9月5日分のぞく）につきましては、やはり一部公開で、条例第5条第2項第1号の個人に関する情報が非公開となっております。

次に、都市整備課ナンバー7の逗子市桜山6丁目1373-23の一部（階段部分）の払い下げ並びに道路認定における協議の議事録ということで、こちらも一部公開で個人に関する情報で特定の個人が識別されるため、また第5条第2項第2号の法人に関する情報で、事業の運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるもののため、非公開となっております。

同じく、都市整備課ナンバー13、こちらの道路査定図については一部公開で、個人に関する情報ということで、非公開になっております。

次に、7ページになりますが、会計課ナンバー22の市長の宿泊をともなう旅費に関する一切の文書資料（今日までの直近の3件）につきましては一部公開で、第5条第2項第2号の法人に関する情報で、債権者の口座に関する情報が法人の取引口座に関する情報であって、公開することにより当該法人の社会的地位が明らかに損なわれるため、非公開となっております。

それから、会計課ナンバー24の議長交際費支出に係る一切の文書資料（平成26年10月分）については一部公開で、こちらも第5条第2項第2号の法人情報について、債権者の口座に関する情報が法人の取引口座に関する情報であって、公開することにより当該法人の社会的地位が明らかに損なわれるためという理由で非公開となっております。

こちらにつきましては、不服申出がありまして、情報公開審査委員から非公開決定がなされた情報につき、公開すべきとの勧告がなされ、原処分を取り消し、改めて公開決定がなされております。こちら、後ほど議題2で不服の申出に係る調査経過と処理結果について改めて御報告させていただきます。こち

らは、不服の第1号となっております。

それから、同じく会計課ナンバー26の①教育委員会交際費支出に係る一切の文書資料（平成25年度及び平成26年度）、②教育長の宿泊をとまなう旅費に関する一切の文書資料（平成22年度から平成26年度までの直近の3件）の①につきましては一部公開で、個人に関する情報が非公開となっております。②につきましては、平成22年度から26年度までの間に宿泊を伴う出張がなく、これに係る旅費の支出がないため、不存在の決定となっております。

①につきましては、同じく不服の申出、後で御説明します、不服第3号にありましたが、勧告ないし意見の必要は認められないとの結果が出ております。これも後ほど議題2で御報告させていただきます。

次に、一番下の教育総務課ナンバー25の①教育委員会交際費支出に係る一切の文書資料（平成25年度及び平成26年度）、②教育長の宿泊をとまなう旅費に関する一切の文書資料（平成22年度から平成26年度までの直近の3件）につきましては、先ほどの会計課のナンバー22と同じ請求内容ですが、支払いを伴うものの請求となりますと、会計課の管理するものと担当課が管理するものに分かれ所管が2つになるため、それぞれで決定がなされたものです。

こちらの①につきましては一部公開で、個人に関する情報ということで非公開になっております。②につきましては、先ほどと同じく、これに係る旅費の支出がないため、不存在の決定となっております。

①につきましては、不服の申出、こちら不服2号になりますが、なされまして、情報公開審査委員から勧告はありませんでしたが意見が出されました。こちら後ほど議題2で御説明させていただきます。

以上が、平成27年度の上半期の情報公開請求の内容と決定内容について、全部公開を除き御説明させていただきました。

次の8ページは、平成27年度の情報公開運営審議会の開催状況ということで、前回の本審議会の開催状況、議題が載っております。

続きまして、9ページ、10ページになりますが、こちらは議題3の会議の事前公表の徹底について改めて御報告させていただきますが、平成27年度の4月から9月までの行政委員会、附属機関、懇話会等、庁内会議、その他の会議の事前公表の状況となります。こちらにつきましては、条例第20条で会議の公

開が規定されておりました、運用で会議の事前公表に努めるものとされております。こちらハンドブックの143ページから147ページになります。後ほど、議題3で御報告させていただきます。

次に、11ページ、12ページになりますが、こちらは1ページで御説明しました②の口頭請求12件の内訳となります。口頭請求の内訳につきましては、ごらんのとおりになりますが、12件中ナンバー3からナンバー12の10件につきましては、もとの請求受付番号は、企画課ナンバー20と秘書広報課ナンバー28と市民協働課ナンバー29の情報に分かれますが、こちら見ていただくとわかると思いますが、逗子マリーナの高層ホテル関係の情報で、既に公開請求により公開された情報として口頭請求となったものです。

それから次に、13ページに移りまして、13ページは情報提供の内訳となりますが、こちらは市政情報広場で対応したものの件数となっております。

それから次に、14ページは平成27年度の上半期分の市政情報広場の利用状況等になります。

それから、15ページは総合案内の内訳でございます。こちら、情報公開課の非常勤職員が対応しております。9月、10月がかなり件数が伸びておりますが、こちらのほうはごみの収集方法が大幅に変更になりまして、そちらの関係の対応ということで、環境部の資源循環課のところの件数が315件ということで、見ていただくとわかると思うのですが、例月に比べかなりの件数が増加しております。

それから、16ページは有償刊行物の頒布状況となります。

運用状況につきましては以上になります。

○芳野会長 ありがとうございます。

それでは、議題1の平成27年度上半期の情報公開制度の運用状況について、事務局から報告していただきましたけれども、何か御質問や御意見とかありましたらどうぞ。

関委員、どうぞ。

○関委員 大丈夫です。特にございません。

○芳野会長 ありませんか。ほかにどなたかいらっしゃいますか。

いかがですか。いいですか。

運用状況を見ますと、今市民がどういう問題に関心を持っているかとか、どういうところで市政の状況が変わって市民がアクセスしたかというのがよくわかります。ごみの収集の方式も変わったら、あつという間にその関係の情報へのアクセスが増えています。データを見ると、市民のニーズがよくわかるなどというような印象を受けるんですけれども、そういう形で皆さんにいろいろ思っただけであればと思いますが、何か、よろしいですか。

それでは、報告ということでしたので、第1議案はこれでよろしいかと思えますので、第2議案に移りたいと思います。

第2議案は、不服の申出に係る調査経過と処理結果についてということで、事務局から御報告をお願いいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、議題2の不服の申出に係る調査結果と処理結果について御報告させていただきます。こちら、資料2になります。

こちらにつきましては、平成27年11月27日に受け付けをしまして、処理結果通知が平成27年12月25日になされておりますので、先ほど触れましたが、議題1の平成27年度の上半期分の情報公開制度の運用状況の2ページ目にあります4、条例に基づく不服の申出等の状況件数には含まれておりません。

昨年末に結果が出まして、皆様にも御報告できる状況であり、今回の会議では少し時間があいてしまいますことと、またこの本審議会の芳野会長が本市の情報公開審査委員を兼務され、不服第1号につきましては担当していただきましたので、今回の審議会で報告させていただくことといたしました。

資料の御説明の前に、逗子市情報公開審査委員制度について、少しお話しさせていただきます。前回の会議の際にもお話しさせていただいたと思いますが、この制度は他市にない逗子市独自の救済制度です。本市の情報公開制度は、昭和61年の情報公開制度検討懇話会から平成3年の条例施行に至るまで、市民、学識者、職員が一体となつてつくり上げた市民参加による草分け的な制度で、その検討の結果を受け、独任制の救済機関が設置されました。

条例第2条では、情報公開が拒否されたときは、公正かつ迅速な救済が保障されることと規定されており、第15条においてこの条例による市の保有する情報の公開に関し、公正かつ簡易迅速に請求者の救済を図るため、逗子市情報公開審査委員を置くことと規定されております。ハンドブックの128ページから133ペ

ージになります。

こちらは条例に基づく独自の救済機関でありまして、情報公開請求に対する行政の決定に不服がある場合の迅速な救済保障のため、担当委員による申し出者との面談、関係機関からの事情聴取、処理結果、勧告・意見表明等、委員が直接行い、不服申出から30日以内に処理結果を出すこととなっております。

処分で具体的には一部公開、非公開、存否応答拒否、却下の決定となりますが、そちらに不服がある場合の救済方法がハンドブックの164ページと165ページをごらんになっていただくとわかりやすいのですが、164ページの一番下の処分（決定内容に不服がある場合）ということで、逗子市の場合3つの救済方法があります。（1）が異議申し立て、行政不服審査法に基づく救済、（2）が訴訟ということで、行政事件訴訟法に基づく処分取り消しの訴え、（3）不服等の申出、情報公開条例に基づく救済です。

今お話ししている情報公開審査委員制度は、こちらの（3）になります。そして165ページの（3）不服等の申出（条例第15条に基づく救済）こちらが今申しました救済手続の流れとなります。

（1）の異議申し立て、行政不服審査法に基づく救済につきましては、行政不服審査法が50年ぶりに抜本的改正がありまして、条例、規則、解釈、運用基準等も改正しなければならない点がありますので、こちらにつきましては、後ほど議題4で御説明させていただきます。

それでは、不服第1号に戻りまして御説明させていただきます。

資料2に戻りまして、こちらは平成27年9月9日付情報公開請求「議長交際費支出に係る一切の文書資料（平成26年10月分）」の会計課の一部公開決定に対する不服の申出です。こちら、資料1の7ページの会計課ナンバー24の請求となります。

不服の申出内容、調査結果等は記載のとおりですが、非公開とされた情報につき公開すべきとの勧告がなされ、処分課である会計課は原処分を取り消すとともに、改めて今回決定を行いました。こちらの資料でつけましたものは概要ですが、勧告書そのものの写しはホームページでごらんいただくことができます。

少し具体的にお話しさせていただきますと、対象となった文書は平成26年10

月分の議長交際費の支出に係る資料で、平成26年度逗子市戦没者追悼式供花料の支出命令書、こちら市の様式となりますが、そちらと業者からの請求書、それと行政視察土産代の支出命令書と業者からの請求書となっております。

市の様式である支出命令書の欄に記載された金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人と、供花料の請求書に請求された金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、土産代の請求書に記載された金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が非公開となっていました。調査、検討の結果、非公開となった情報は条例第5条第2項第2号の公開することにより、当該法人の社会的地位が明らかに損なわれる情報には該当せず、非公開には理由がないとされ、勧告がなされたものです。

続けて不服2号、3号について、御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○**芳野会長** それでは、とりあえず続けて、概要をお願いします。

○**矢島情報公開課長** 続けて御説明させていただきます。

こちらにつきましては、小沢弘子審査委員に担当していただきました。不服2号と3号は、先ほど申しましたように処分の課が分かれていましたが、案件は同じであったため、1名の審査委員が担当することとなりました。

不服第2号は、平成27年9月9日付情報公開請求「教育委員会交際費支出に係る一切の文書資料（平成25年度及び平成26年度）」の教育総務課の一部公開決定に対する不服の申出です。こちら、資料1の7ページの教育総務課ナンバー25になります。

不服の申出内容、調査結果等は記載のとおりです。

結果、勧告はしないが意見がなされました。第1号と同じく、意見書そのものの写しもホームページでごらんいただくことができます。

対象となった文書のうち交際費支出命令書、こちら教育委員会の様式になりますが、そちらに記載された弔慰金等の支出の対象となる亡くなられた方の氏名の部分が非公開とされ、氏名の前には教育委員会との関係を示す肩書が付されており、その部分は公開されております。

1件具体的に申し上げますと、元教育長、黒塗り、逝去による弔慰金という内容で、黒塗りの部分が非公開ということなのです。

また、申出者からは、交際費の支出に関しましては、受領書を受領すべきであり、受領書についても公開されていないため、あったとしたら開示すべきであり、なかったとしたら本来取得しておくべきとの申出がありましたので、そちらについても判断がなされております。

判断は、非開示情報が条例5条第2項第1号個人に関する情報に該当し、同号ただし書き所定の除外事由のいずれにも該当しないから非公開とした処分は妥当であり、また受領書等の文書が存在するとは認められず、受領書を徴すべきと断ずることはできないとのことで、勧告はしないが説明責任の観点から個人情報保護に配慮しつつ、公表範囲を拡大することを検討されたいとの意見が出されました。

不服第3号につきましては、不服第2号と同じ請求件名で平成27年9月9日付情報公開請求「教育委員会交際費支出に係る一切の文書資料（平成25年度及び平成26年度）」の会計課の一部公開決定に対する不服の申出です。

こちらは、精算に係る文書で教育委員会から会計課へ提出された文書ですが、教育委員会と同じく亡くなられた方の氏名の部分が非公開とされ、氏名の前には教育委員会との関係を示す肩書が付されており、その部分は公開されております。こちらにつきましては、教育委員会と同じ判断ですが、こちらは勧告ないし意見の必要は認められないとの処理結果となりました。

事務局からは以上でございます。

**○芳野会長** 今回、3つの不服が出されて、2つ目と3つ目はほぼ重なっているんですね。物故者の名前を消したということです。

ということで、不服に対して一つは勧告、一つは勧告には至らないけれども意見がついているということですが、何か御質問とかありますか。

まず、一つ一つやりますか。第1号について、何か御質問はありますでしょうか。

いかがですか。

御質問はないですか。では、何か御意見とか御感想でも。市民の視点からどうかという何か感想があったらそれでも構わないですけれども。

どうぞ、小松原委員。

**○小松原委員** 質問なんですけれども、不服等の申し立ての処理状況ということ

で、担当委員の情報公開審査委員の方が3名いらっしゃるんですが、1件について1人の方がすべて担当するという事なのか、1件について3人の方で相談をして、最後に責任者の方がこういうふうにとまとめるのかを教えてください。

○芳野会長 はい。では、事務局からお願いします。

○矢島情報公開課長 128ページお開きください。審査委員が独任制になっておりますので、お一人で担当していただくんですが、こちら行政側と同じ判断となった場合には合議がなされるという文章が……。

○内田情報公開課係長 第3項。

○矢島情報公開課長 第3項に、審査委員は前項の申出があったときにはというふうに書いてありまして、当該申出の内容に理由がないと認める場合、これは勧告または意見がないというような場合ですね。または情報の公開にとって重要な問題を含む申出と認める場合は、他の審査委員と合議することができるということです。実際には、3件とも合議はさせていただいております。

今回不服2号と3号につきましては、本来1件ずつ対応していただいているんですけども、こちらについては案件が同じ内容というか、処理課が違うんですけども案件でしたので、今回の場合は同じ審査委員に対応していただいたという経緯がございます。

○小松原委員 どうもありがとうございました。

○芳野会長 基本は、不服申立てをした方の聞き取りとか、それから実際に処分をしたところの聞き取りとか、そういうのは全部担当がやって、主に担当委員が過去の判例とかいろんなものを調べて、こういうのでいいんじゃないかなというところは考えて、それをまた合議に諮って皆さんに御意見も聞いた上で、自分なりに、自分の名前で最終的には出すという形になってます。

○小松原委員 よくわかりました。ありがとうございました。

○芳野会長 ほかに質問ありますか。不服2号、3号も含めて両方、質問で構いませんので。

○関根委員 ちなみに、不服の3号のところでは会計書類のところでは、例えばきちんと普通企業だったら、例えばこういう葬儀とかあった場合には、必ず領収書なんかもらえるものでもないのに、告別式の案内状っていうかそういうの何かありますが、そういったものをちゃんと添付するとかして、基本ちゃんとさ

れてたということですよ。

○芳野会長 事務局の方いかがでしょうか。

○矢島情報公開課長 今回の案件につきましては、そちらのほうの資料はついてなかったです。とってるときと、とってないときがあるようですけれども、後から亡くなられたことがわかってという場合は、それをいただくということではできませんので。ただ、当日に行ったときには、そういう資料もいただいているケースもあるようですが、今回の事例につきましてはなかったということで、出ていないということです。

○関根委員 今回の件は、もう仕方ないと思うんです。そのケースの場合、多分企業でももう何もとれないので、しょうがないケースなので。ただ、市が運営していく上では、やはりきちんとしたルールっていうのはつくっておいて、事前にわかっているものであれば必ず提出すること。それでやると。今回みたいなケースの場合は仕方ないから最大限何らかの努力をすとかそういうルールづくりってされているんですか。

○矢島情報公開課長 交際費に関しましては、今あるところが議会と教育委員会で、今回は教育委員会ですけれども、内規がありまして、そちらにより対応しているというふうに伺っています。資料がもらえるときにはきちっとつづつてあると思うのですけれども、今回の場合はなかったということです。

○関根委員 そうということですね。わかりました。

○芳野会長 関根委員、よろしいですか。

○関根委員 大丈夫ですよ。

○芳野会長 今回の不服も、基本は、交際費ということはきちりなるべくわかる、市民に対する説明をしてほしいというところの部分がこの不服の趣旨にも書いてあるので、やっぱりそういう関根委員と同じような問題意識だったのかなという感じはしますけれども。

○芳野会長 ほかに何か御質問ありますか。

よろしいでしょうか。御意見とかありますか。

最終的に、この勧告が出たものについては、再度決定をし直して公開をされたということによろしいですか。これまだ上半期の報告だから、それは下半期の報告になるわけですね。

○内田情報公開課係長 再決定しまして、あらためて公開決定通知をお送りしております。

○芳野会長 それではよろしいでしょうか。

第2議案は、これで以上ということできさせていただきたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。議題3番目です。会議の事前公表の徹底についてということで、事務局から御報告をお願いいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、資料3の会議の事前公表の徹底についての通知について御報告させていただきます。

そちらは資料3になりますが、先ほど議題1の運用状況の報告、資料1の9ページ、10ページの際にもお話しさせていただきましたが、条例第20条で会議の公開が規定されておりまして、運用で会議の事前公表に努めるものとされておりまして、ハンドブック143ページから147ページになります。

会議の事前公表につきましては、145ページの3、運用(3)に書かれておりますが、例えば重要な施策に関する事項について会議の開かれる予定であっても、その開催について当日のホームページの掲載では市民等が傍聴希望であっても傍聴ができないなど、適時に適切な方法で情報が提供されていないと、知る権利や市政への参加の機会を失うということにもつながります。

会議の事前公表等につきましては、過去にも各課へ通知しまして徹底を図ってきたところで、大分職員の意識も変わってきているところですが、通知文に記載していますように、会議予定がホームページ上に掲載されていないケースや、会議当日に掲載する等、適切に対応ができていない事例も見受けられ、昨年末に再度通知をいたしましたので、その御報告となります。

議会でも、会議、イベント等の情報の掲載については指摘を受けているところであり、市が行う講座やイベント、市民に公開する会議等については、必ずホームページを作成してイベントカレンダーにリンクを設けることで、市民にわかりやすく開催日時や場所をお知らせするよう努めているところですが、掲載漏れや不十分な内容が見受けられることから、当分の間、会議等にあっては情報公開課が、広報紙に掲載されている講座、イベント等については、秘書広報課が確認を行う体制をとっているという状況です。

情報公開課では、毎週金曜日に3週間後までの開催予定の会議について、ホ

ホームページ該当ページの更新や、イベントカレンダーへのリンクづけに漏れがないか確認するよう、こちら内部の情報システムによりますが、注意喚起の通知を行いまして、また電話にて当日の会議室の予約状況とイベントカレンダーのチェックを行ってきました。

年度が終わりましたところで運用状況の報告の中で、会議の公開状況等ということで会議のホームページの事前公表率を掲載しておりますが、今まで当日のホームページの掲載も事前公表とカウントしてきたのですが、ことしからは会議の1週間前に確認することとし、1週間前までにホームページにアップされていない場合には、事前公表回数にカウントしないこととしまして、職員の意識の徹底を図りたいと考えております。

このホームページの事前公表率につきましては、今回の運用状況の報告にはないのですが、年間の情報公開の運用状況の会議の公開状況等調べに掲載されておりますので、前回の会議資料を見ていただくと、平成26年度のホームページ事前公表率というものが載っていると思います。

また、現在各課では、各業務のマニュアルである業務手順書の作成を行っているところですが、そちらの業務手順書にも明記することによって、会議の事前公表等について、職員の意識の共有化が図られるように通知に記載いたしました。

以上、御報告させていただきます。

○**芳野会長** ありがとうございます。

会議の事前公表の徹底についてということで、事務局から御報告していただきましたけれども、これについて何か御質問ありますか。

いかがでしょうか。

神田委員どうぞ。

○**神田委員** 12月7日にこの通知が出されたということで、もう1カ月、2カ月近くでしょうか、1カ月半以上はたっているような状況なんですけど、この通知を出したことによる効果っていうのは見られているのでしょうか。

○**内田情報公開課係長** はい。窓口担当の非常勤職員が毎朝確認しているんですが変更ができないということで、非常に所管も気をつけるようになり、時々あるのが1週間を切ったところで決まってしまう会議などは、その都度連絡が来

るようになりましてし、この通知で職員も意識が少しはよくなったのかなというふうには感じます。

今まではその日の朝になって公開しても公開したというふうに見なすというのが見た目上になっていたんですけれども、それではだめだよということが、職員にも少しは伝わっているというふうに感じております。

○**神田委員** ありがとうございます。やはり、市民の市政参加ですとかやっぱり傍聴の機会を逸しないという点におきましては、やっぱりこうやって徹底していただくということは、市民としてはすごく素晴らしいことなのかなと思えました。ありがとうございます。

○**芳野会長** そうですね、情報提供してもらわないと、何を知っていいのかの前提がわからないですよ。

ほかに何か御質問、御意見ありますか。いかがでしょうか。

12月7日に出して、効果がきめんにあったということですので、やはり定期的に各課に徹底していかなければいけないと思います。先ほどの御報告でも、以前やったのだけれどもそれから期間が空いたらだんだんゆるんできたというお話もあるので、やはり定期的に情報公開課のほうからこの辺の徹底してくださいと発信し続けていただくことは必要かなと思いますので、ぜひ続けていただきたいと思います。

○**内田情報公開課係長** 毎週金曜日にも庁内のパソコンの掲示板でしつこく通知しています。

○**芳野会長** しつこく、しつこく。

○**内田情報公開課係長** あまり毎週通知すると、職員も目がなれてきて注意力がなくなってしまうのも問題ですが。

○**栄田委員** 細かいことなんですけれども、構内、駐車場から上がってくるエレベーター出たところに、ホワイトボードに当日の会議予定って書いてあるんですけれども、きょうは26日のままなんです。パソコン関係ばかり力入れても、こういう細かい作業ということでやっておかないと、どこかでミスが出ると思うんです。

○**矢島情報公開課長** ありがとうございます。

○**栄田委員** 日にち間違えたかなってちょっとどきっとしたりもしたので。

- 関根委員** そもそも、会議室の予約状況を確認しちゃえば、何となくスマートフォン見てもアップされてなければ、電話で、はいつてできないんですか。要は、こういう会議やるんだったら、必ず会議室って先押さえますよね。
- 内田情報公開課係長** やってます。
- 関根委員** 仮にホームページのアップがおくれたとしても、情報公開課のほうで会議室だけ調べておいて、載っていないなって言ったらどうしてって言っちゃえば何か余り漏れずに……
- 内田情報公開課係長** 会議室の予約状況との比較で。
- 関根委員** やってるんですね。
- 内田情報公開課係長** 基本的に庁外の会議はちょっと課題があるんですけども、こちらでも気づきにくいので。ちょっと課題ではあるんですけども。
- 芳野会長** 日付が違ってるとかですね。今回のようにきちんと行っていただいて始めてわかると……
- 栄田委員** 会議内容が違ったのであれと思って。26と29ってちょっと間違えやすいじゃないですか。サボっちゃったのかなとか思っちゃって、もう一回封筒見て確認しました。
- 芳野会長** いろいろなところにチェック、点検を入れていただかなければならないようですので、ぜひ……。
- 栄田委員** 基本的にどこでやっていらっしゃるんですか。
- 矢島情報公開課長** ホワイトボードは恐らく管財課で設置しているのですが、気がついた一番最初の職員が直しているということだと思います。当日やる会議なので。書いていると大変なので、結構紙で対応する部分もあって、上を見逃してしまったんだと思いますので、うちのほうでも1階におりますので、気にして見てみたいと思います。管財課にも相談はしてみます。やっぱり統一してやっていないと忘れてしまうところもありますので。
- 栄田委員** 正直言って、ここの委員会に参加しまして、一般企業と市役所さんのほう、意識がちょっと違うのかなというのは正直感じます。もっと私は銀行だったのでもっと厳しく、ペーパー1枚ごみ箱に捨ててはいけないという形になるので、こういう意識も全然違うのかなって。
- 先ほどちょっとお伺いしたんですけども、過去の資料、いただいています

よね。それをちょっと私ためて持っているんですけども、シュレッダーしなきゃいけないかと思っていたので、でも一般ごみで。

○内田情報公開課係長 個人情報があれば。

○栄田委員 よろしいということだったので。

○栄田委員 皆さん、捨てていらっしやいましたか。

○神田委員 全部とってあります。

○栄田委員 ですよ。

○神田委員 捨てられないですよ。

○栄田委員 ですよ。で、たまっていくばかりですよ。

もういいんですよ、これ一般ごみで捨てて。

○内田情報公開課係長 はい。

○栄田委員 とのことです。

○矢島情報公開課長 気になるようでしたら、こちらのほうにいただければ、こちらで裏紙で対応します。

○栄田委員 次回はそろえて持ってこようかなと。

○矢島情報公開課長 資源にはなるのですけれども裏紙で使えますので、こちらのほうで裏紙として対応させていただければと思います。両面になっている部分は、やはりうちのほうでもシュレッダーにかけるかもしくは溶解等という形で…。

溶解というか、資源に出せるものはやはり分けます。個人情報等があれば、そのまま資源という形で市役所のほうからも資源という形で出します。そちらのほうが。

○栄田委員 はい。すみません。

○矢島情報公開課長 総合窓口としても、ちょっと先ほどの案内の御指摘は気をつけたいと思います。

○芳野会長 この審議会でそういう市民からの目線をどんどん入れていただくことで活性化して市役所に役立てていただければ何よりなので、ぜひ皆様もどんどん御発言お願いいたします。

この議題3については、ほかに何かお気づきの点とかありますか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案3はこれで終了したいと思います。

次、議題4に移ります。議題4は、行政不服審査法改正に伴う条例・解釈運用基準等の改正点ということで、事務局から御説明をお願いいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、行政不服審査法改正に伴う条例・解釈運用基準等の改正点について、御説明させていただきます。

資料4と資料5になります。資料5につきましては、こちら逗子市行政不服審査会条例の制定についてという題名になっておりますが、こちらの条例につきましては、平成27年第4回逗子市議会定例会で可決され制定されております。資料5につきましては、担当課である総務課が作成した資料になりますが、改正の概要等わかりやすく記載されておりますので添付いたしました。

行政不服審査法の改正につきましては、先ほど議題2で触れましたが、50年ぶりに抜本的改正がありました。そのことによりまして、逗子市情報公開条例・解釈運用基準等の改正が必要となりましたので、御説明させていただきます。

それでは、資料5に基づいて、行政不服審査法の改正概要を簡単に御説明させていただきますしてから、資料4に移りたいと思います。

資料5をごらんください。行政不服審査法の改正概要の欄に、住民が行政のした処分（行政処分）に不服がある場合にとれる法的手段としては、次の2つがありますと書かれていますが、一つは裁判所に訴訟を提起する方法、もう一つは行政不服審査法に基づいて処分庁等に対して不服を申し立てる方法（不服申立て）がありますが、この不服申立て制度について、公正性・利便性の向上といった観点から、行政不服審査法が制定以来約50年ぶりに一新されたものです。

改正の主なポイントとしては、主な見直し内容のところを見ていただくとわかるのですが、1番目は公正性の向上ということで、審理員制度の導入、第三者機関への諮問手続の導入、それから、審理手続における審査請求人の権利の拡充ということになります。

それから、資料5の2ページ目に移りまして、2番目は、使いやすさの向上ということで、審査請求できる期間を60日から3か月、不服申立てをすることができる期間ですね、そちらを60日から3か月に延長。それから、申立ての手

続を審査請求に一元化、3番目は、標準審理期間の設定の努力義務や計画的な審理のための準備手続の導入などがございます。

先ほど、議題2でお示ししましたとおり、本市においては情報公開請求に対する行政の決定に不服がある場合には、迅速な救済保障のために情報公開条例に基づく審査委員という独自の救済機関が設けられており、改正後も引き続き併存することとなりますが、法の改正に伴いまして、条例及び解釈運用基準等の改正が必要となりました。

それでは、資料4に戻りまして、改正点を御説明させていただきます。

まず、逗子市情報公開条例ですが、第15条第12項の行政不服審査法の法律番号と不服申立てという文言を審査請求に改正いたします。こちらにつきましては、条例改正になりますので、この後、例規審査を経まして、第1回定例会に議案として提出いたします。

次に、規則にあります第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式に改正の必要があります。別紙第4号様式のみをお示ししたのですが、それぞれ同じところが変更となりますので、こちらを参考に御説明させていただきます。

4号様式は、ハンドブックの18ページになりますが、そちらと比べていただくとうろしいかと思いますが、18ページの1に書いてあります60日以内と、あと異議申立ての点。不服申立てが全て審査請求にかかりますので、異議申立てと書いてあるところが審査請求に、60日以内にというところが3か月以内にというふうに改正をするだけでよいのかと考えていたのですが、それだけでなく、不服がある場合の教示文も改正の必要がありまして、18ページの前に書いてある1、2、3の部分が今お見せしてます改正案の裏面に出ています。資料の裏面に移ります。裏面にお示ししましたとおり、かなりの行数になってしまいまして、今までの場所に入れますとほかの請求に係る情報の内容と、記載している部分がおさまり切らないということになりまして、このように裏面に改正したいと考えております。

教示文は裏面になりますが、なお、この処分に対しては、逗子市情報公開条例による不服の申出、行政不服審査法による審査請求及び行政事件訴訟法による訴えの提起をすることができますという表示は下線部に示してあるように改正したいと考えております。

それから、裏面に書いてあります教示文の順番ですが、今まで行政不服審査法に基づく救済、行政事件訴訟法に基づく処分取り消しの訴え、情報公開条例に基づく救済の順番でしたが、この改正を機会に条例に基づく救済、行政不服審査法に基づく救済、行政事件訴訟法に基づく処分取り消しの訴えの順に改正したいと考えております。

そのまま資料4に戻って、御説明をさせていただきます。

それでは次に、解釈運用基準の改正点になります。まず、第10条の、ハンドブック101ページの中段、（第3項関係）のところになります。こちら先ほど異議申立てを審査請求に改正いたします。

それから、次の102ページの中段（3）のアにあります不服がある場合は、不服申立て、不服申出及び訴訟の提起にとあるところを、不服がある場合は不服申出、審査請求及び訴訟の提起にと改正したいと考えております。ここの表記につきましては、行政不服審査法に基づく救済、条例に基づく救済、行政事件訴訟法に基づく処分取り消しの訴えの順で、先ほどの様式の教示文と順番が違っていましたので、順番を統一したいと考えております。

それから、資料の次のページにいけますが、第10条関係のハンドブックの107ページの上から6行目ですが、現に不服申立て、不服申出、または訴訟が提起された場合は、を、現に不服申出、審査請求または訴訟が提起された場合は、ということで、不服申立てと書かれたところを審査請求に改正し、先ほどと同じく順番も変えたいと考えております。

それから、次に第15条第1項関係で、こちらのほうは129ページになります。129ページに、こちらにつきましては、情報公開審査委員の規定になります。独任制の救済機関として、審査委員を設けることについての第1項関係の解釈となりますが、行政不服審査法の見直しによりまして、審査請求について公正性の向上、使いやすさの向上が図られたものの審査請求の期間制限があることや、簡易迅速という面からも課題があるということで、こちらの独自の救済制度につきましては、引き続き設けるということを示したものです。こちら資料の4の2ページ目に戻りますと、下線部に示したような形で改正したいと考えております。

それから次に移りまして、130ページの第2項関係の130ページの上から11番

目の不服申立てを審査請求に改正いたします。

それから、132ページの第12項関係の3行目、行政不服申立てを行政不服審査法に基づく救済制度にし、不服申立てを審査請求に、60日以内を3カ月に、それから、133ページはちょっと、これはそもそも誤りと思われませんが、133ページの不服申立てを訴えの提起に改正したいと考えております。

それから、146ページの第20条関係につきましては、第2項関係(1)の2行目になりますが、行政不服審査法や審査委員に対する不服申出の対象にならないを、行政不服審査法の審査請求や審査委員に対する不服申出の対象にならないに改正するものです。

資料の次のページに移ります。第21条関係、148ページになりますが、3、運用(1)の(キ)と(ク)が不服申立てとなっておりましたので、そちらを審査請求に改正いたします。

それから、164ページ、先ほど164ページ開いていただいて御説明した部分なんですが、情報公開請求の流れの一番下の段、先ほど(1)の異議申立てとなっているところを審査請求に改正し、それを順番を(3)の不服の申出を(1)、情報公開条例に基づく救済を(1)番にしまして、行政不服審査法に基づく救済を審査請求に直しまして(2)、(2)にあります行政事件訴訟法に基づく処分取消しの訴えを(3)に順番を並べかえたいと思っております。

それから、165ページの救済手続きの流れも、同じく異議申立てと書いてあるところは審査請求に、60日以内にと書いてあるところを3か月に改正しまして、こちら先ほど164ページと同じように、(3)にあります不服等の申出、条例第15条に基づく救済を(1)にしまして、行政不服審査法に基づく救済、審査請求を(2)、それから訴訟ということでそちらを(3)の順番に並べかえたいと思います。

それと、165ページの(1)に書いてありますこの異議申立てというのが、先ほどからお話ししてあります行政不服審査法に基づく異議申立てが審査請求にかわるのですが、こちらのフロー図もちょっと今こちらのほうで、総務課の資料、資料5でお示ししました図を参考に、審理員、第三者機関が入りますので、こちらのフロー図も変更したいと考えております。ちょっときょうはお示しすることができなくて申しわけないのですが、こちらのほうも改正したいと考えて

おります。

以上が行政不服審査法に基づく条例・解釈運用基準等の改正点になります。

○**芳野会長** ありがとうございます。

順番分けて整理して考えていきたいと思うんですが、まずそもそもこの条例改正の前提となっている行政不服審査法で制度が変わったことについて、何かまず理解をしておかなければならないと思いますので、もしこの点について、先ほど説明だけでやっぱりなかなかわかりにくいところもあるかもしれないと思います。質問していただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

大体おわかりになりましたか、それはよかった、素晴らしい。

島田委員、どうぞ。

○**島田委員** これは、国も自治体も全部対象ですよ。余り国もこういう改正手続については、マスコミで僕も今までちょっと知らなかったんですが、それは広報活動は国の組織としてはやられているんですか。

○**矢島情報公開課長** 総務省のホームページ等で。

○**島田委員** 総務省のホームページで、ああ、そうですか。

○**内田情報公開課係長** アナウンスはされていて。

○**矢島情報公開課長** ただ、担当が総務課ですので、かなり前から資料的なものは内部で各課に通知は来ているのですが、やはりぴんとこない部分はありました。この時期になって私どももかなり、この条例・解釈運用基準の中で記載があったというのを再認識したところもあるのですけれども。

○**島田委員** はい。

○**芳野会長** かなり大きな改正だと思うんですけれども。ほかに何か御質問とかがありますか。

○**矢島情報公開課長** この資料5の2ページ目の表を見ていただくと一番わかりやすいかなって思うのですが。

審理員が設けられるということで、改正後は、審理員による審理ということと、あと第三者機関ということで、この条例でいう行政不服審査会がこの第三者機関ということです。

今までの、現行が左表になっているのですが、うちのほうのフロー図でいきますと165ページの(1)で主管課と申立人とありますが、この処分庁という

ところが主管課にあたると思います。この審査庁というところが、総務課で、審理をしまして裁決をしているということです。市長部局につきましては、その流れです。

今後は、こちらの審理員や第三者機関、審査請求があった場合には、このような流れに変わるということです。

逗子市は情報公開制度に対する情報公開の決定に関する不服については3つの救済手続きがありますけれども、この行政不服審査法に基づいて請求がなされた場合には、ここでいう審査庁というのは総務課が担当する形になります。

行政不服審査法に基づく請求というのは、担当課に確認しましたところ、ここ10年でも数件しかないということで事例が少なく、情報公開のほうも事例はなかなかないです。

○**芳野会長** 今までは、情報公開でいうと非公開をしますという処分したところが不服を受けて審査をするけれども、新しいところは別の審理員を設けて、第三者がそれがいう是か非かを審理すると意味でかなり抜本的な考え方の違いがあるということですよね。

○**矢島情報公開課長** はい。

○**芳野会長** この行政不服審査法に基づくこの異議申立てと、それからこの行政オンブズマン、この情報公開のこのオンブズマンとの違いとか、行政オンブズマンのメリットとかいうのはありますか。3つの制度が始まるわけですので、行政オンブズマンは第三者的な判断をするという機関なんですけれども。

○**矢島情報公開課長** 審理員につきましては、これから総務課のほうで、担当していない職員を指名するということになります。逗子市は専門的な方をお願いしたいと考えているようです。

逗子市の条例による救済は、情報公開審査委員として、先ほど改正のところでもお話したのですけれども、まず不服申出を受けましたら、お一人の方が全て対応し、申出から30日以内に結果を出すことになっております。行政不服審査法は、先ほどの資料の5の2ページ目の裁決をするまでに、通常要すべき標準的な審理期間の設定について努力義務とされていますが、努力義務ということで今のところ総務課のほうでは目安としては考えているけれども、設定は考えていないという状況であると聞いています。ですので、3か月から6か月ぐ

らいと考えている市町村が多いのかもしれないのですけれども、30日と3か月ですとかなり結果が出るのが違うということ。

また、逗子市の場合、この情報公開の条例によりまず不服の申出を含めて3つ救済の手続きをすることができます。各市は審査会というものを設けておりまして、その審査会を行政不服審査法に基づく調査審議機関として条例の中で位置づけているところもあるのですが、うちの場合は、審査会というものは設けておりませんので、この3つの救済方法となります。

あと、先ほど申しました請求期間に制限があるのですね、行政不服審査法ですと。先ほどの2ページに不服申立てをできる期間を60日から3か月に延長ということで、こちらも審査請求になるのですけれども、審査請求をすることができる期間が60日から3か月ということに変わったのですが、3か月という期間限定がございます。条例に基づく救済は、期間が設けられていないということになります。

○**芳野会長** ありがとうございます。逗子市としては、この3つをそのまま併存して残して、どれを選択するのも市民の自由として置くというこういう考え方ですね。

○**矢島情報公開課長** 資料5の4ページ目、逗子市行政不服審査会条例（案）の骨子ということで書いてありますが、パブリックコメントを実施したときの資料となります。こここのところに書いてありますように、併存することとなります。

○**芳野会長** ありがとうございます。

ほかに、この制度についての御質問ありますか。よろしければ、次にこの資料4の条例・解釈運用基準等の改正点について、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。基本的には法律の改正に基づくように合わせようという理解でよろしいんですね。

最後にこの通知書、このひな形について、皆さんいかがでしょうか。受け取る市民の側としての。何か御意見ありますか。

よろしいでしょうか。

○**島田委員** はい。

○**芳野会長** これ、裏面に細かく不服等の権利の告知について書いてあって、かなり細かいんですけども。ここについても特に御意見なしということによろしいでしょうか。

それでは、議題4については、これで終了させていただきます。

それでは、議題5はその他とありますが、事務局から何かございますか。

○**矢島情報公開課長** 次回の開催予定となります。次回の会議開催は、5月から6月ごろを予定しておりますが、改めて日程調整しまして通知させていただきます。

それから補足となりますが、先ほど議題3で会議の事前公表の徹底についての際にお話しさせていただいたところですが、市政情報が適時に適切な方法で市民等に提供できているか、わかりやすく提供されているかなどを広報、ホームページ、先ほど窓口の件もありましたけれども、そちらごらんになる際には、そういう審議会委員の目でぜひ御検証いただいて、御意見等また賜ればと思っております。

○**芳野会長** よろしいでしょうか。

○**矢島情報公開課長** よろしく申し上げます。

○**芳野会長** そうですね。市民の目線でいろいろ見ながらこの場に、議題ではなくてもまた意見として持ってきていただければということでございますね。

それでは、きょう予定しています議題はこれで全て終了いたしました。皆さん、何か特に御発言の必要あるところありますか。

○**島田委員** ちょっといいですか。まだ時間あるようなので。

先ほど、冒頭で課長がおっしゃった情報公開審査委員制度というのは、逗子市独自のものであるということをおっしゃっていただいていたんですが、この逗子市独自ということですが、他の自治体では、ここに公開委員制度がないということになりますよね。それにかわるものは、他の自治体ではどうやってやるのかということ、おわかりになりますか。

それから、全国の自治体ってユニークで1,700ありますけれども、逗子市だけというか、そういうことでの理解でいいんですか。

○**武藤情報公開課主事** 審査委員制度は逗子市独特の制度で、全国的に見ても私どもで知る限りでは逗子だけです。その審査委員制度にかわるものとしては、

各市で持っているのは審査会、審査委員会という名称もありますが、複数の委員で審査して、結論を出すというような審査会制度の組織を持っています。それが各市の救済機関になっているということです。

逗子市は、審査委員さんがそれにかわるものとして設置されています。その目的は、一言で言うと簡易迅速という観点から、各市の審査会が日数をかけて審議して結論を出すところを短期間で同じような効果、又はそれ以上の効果を出すような結論を導き出せるという独特の制度というふうに思っています。

○島田委員 今おっしゃったこの審査会にかわる何か何とか委員会のような審査会あるという、そこがちょっとよくわからなかった。理解できなかった。

○武藤情報公開課主事 救済制度として、本来であれば名称としては審査会という名称になるんですが、不服の申出の案件を複数の委員さんに審議してもらって結論を出すという制度を各市は持っています。逗子はその審査会というのを設けておりませんで、そのかわりに審査委員さんを3名置いて不服があった場合の処理に当たっているということです。

○島田委員 なるほどね。

○武藤情報公開課主事 今各市でやっているのは、今回の行政不服審査法が改正になって、第三者機関に諮問するという一つ新しい機関を設けて、そこで審議しなさいというような方向にかわってきたわけです。各市は今まで持っていた審査会をその第三者機関にかぶせて、そこで審査してもらおうというような方向にかわってきています。

○島田委員 わかりました。要するに、迅速に処理できるということですね。

○武藤情報公開課主事 そうです。

○島田委員 メリットがある。

○武藤情報公開課主事 行服法は公正とそれから迅速性というような観点から今回、改正が行われているのですが、それでもまだ逗子の審査委員制度のほうが、さらに簡易迅速だと私どもは理解しておりますので、この制度は続けていきたいということです。

○島田委員 ありがとうございます。

○芳野会長 それでは、よろしいでしょうか。

では、以上で本日の会議は閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。

ありがとうございました。

午前 11時35分閉会